

今後の石綿飛散防止の在り方について(答申案)



環境省は、2019 年 10 月 21 日に「中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会(第 7 回)」を行い、今後の石綿飛散防止の在り方について(答申案)をとりまとめました。

答申案の概要:

1. 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止
 - ・大防法への位置付け、作業基準(石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材)の策定
2. 事前調査の信頼性の確保
 - ・事前調査の方法、調査実施者の資格、結果の記録や都道府県等への報告
3. 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認
 - ・石綿含有建材の除去等作業の記録、作業終了時の確認及び報告
4. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認
 - ・隔離場所からの漏えい監視の強化と隔離場所周辺における大気濃度測定の実施
5. 作業基準遵守の強化
6. その他検討事項
 - ・大防法と安衛法(石綿則)の連携
 - ・一定の知見を有する者の育成・施工技術の確保
 - ・建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握
 - ・現場での指導強化、普及啓発の取組

今後の予定:

2019 年 12 月迄にパブリックコメントを実施し、本答申を 2020 年 1 月を目途に公示し、今後大気汚染防止法等の改正を実施していく予定です。

当社は、建材中の石綿含有分析に加え、特定建築物石綿含有建材調査者による既存建物及び解体前の建物の石綿の事前調査を行うことが可能です。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2019 年 10 月 21 日付 中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会\(第7回\)議事次第・配付資料](#)

研究開発箇所 加藤吉紀